

6. 自治会運営に関わる事柄

市民活動補償制度（市民活動課）

市民の方が、安心して地域活動やボランティア活動などを行えるよう『大和市新しい公共を支える市民活動補償制度（ボランティア保険）』があります。

これは日頃実施される自治会の地域活動（防犯・防火・防災活動、お祭り、子ども会活動、地域清掃活動など）の中で、運営に携わる役員やスタッフの方に発生した賠償責任や、ケガ、病気を補償するものです。本制度は、市が保険料を負担し保険会社と契約しているため、個別の登録・申込みは必要ありません。

詳細は、市民活動課（TEL：260-5103）までお問合せください。

※本制度は、地域活動の運営に携わる方を対象とするものであり、イベント等に来場する一般参加者を対象とするものではありません。

夏祭りなどにおける消火器の準備と届出について（消防本部予防課）

夏祭り、縁日など多くの人が集まる催しでは、火災が起きた場合に大きな被害が発生するおそれがあります。そのため、このような催しで火気器具を使用する出店（露店、屋台を含む）がある場合は、消火器の準備と露店等の開設届出書の提出が必要となります。

対象となる火気器具

- ① 気体・液体・固体の燃料を使う器具
- ② 電気を熱源とする器具
（例 ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、炭を燃料とする七厘、ホットプレート、IH調理器具など）

消火器の種類・本数

・使用する火気器具、燃料、周囲の可燃物等、周囲の状況に相当とされる消火器を準備してください。

※住宅用消火器と表示されているものは使用しないでください。

・原則、火気器具1つにつき、消火器1本を準備してください。

露店等の開設届出書

- ・届出書には、出店の配置と消火器の場所がわかる図面をつけてください。
- ・最寄りの消防署（本署・北分署・南分署・西出張所・柳橋出張所）に提出してください。

具体的な消火器の種類や、1つの出店に複数の火気器具がある場合等については、消防本部予防課（TEL:260-5778）へお問合せください。

自治会の法人化（認可地縁団体）について（生活あんしん課）

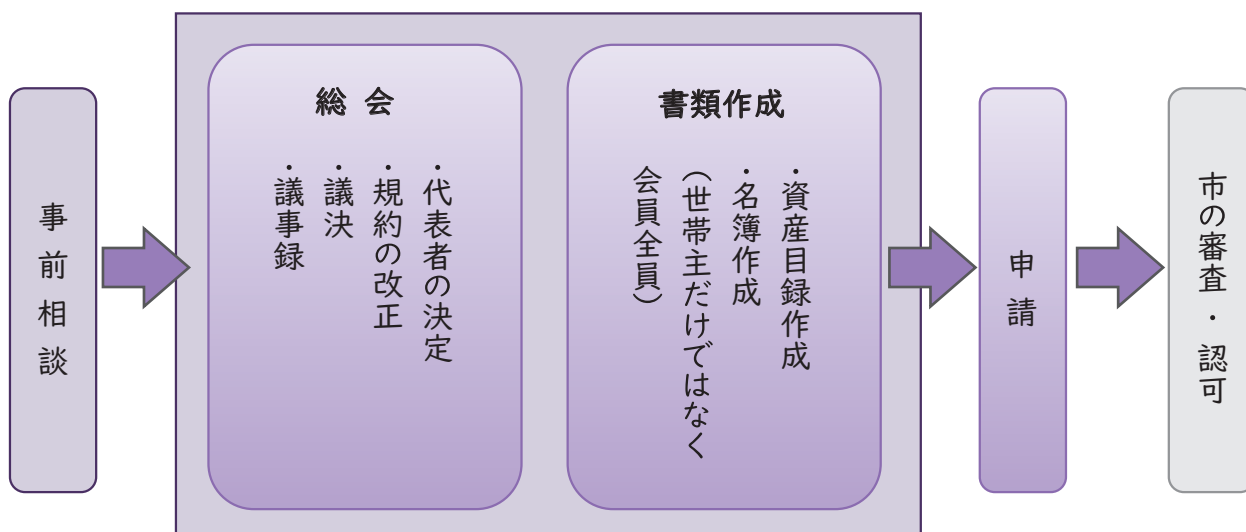
従来、自治会や町内会には法人格が認められていませんでした。そのため、自治会費で建設した自治会館であっても、会長等の個人名義でしか登記できず、名義人の転居や死亡により自治会員でなくなったときに、名義変更や相続など様々な問題が生じていました。

このような問題を対処するため、平成3年に地方自治法が一部改正され、要件を満たす自治会については市町村長の認可により法人格を取得し、所有する不動産を自治会名義で登記することができるようになりました。（地方自治法260条の2）

令和3年に地方自治法の一部が改正され、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の議決により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決が可能となりました（令和3年9月1日施行）。また、不動産の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることが可能となりました（令和3年11月26日施行）。

認可申請には事前の手续や要件がありますので、生活あんしん課（TEL:260-5162）までお問合せください。

< 法人化手続きの流れ >



個人情報の取扱いについて

平成29年5月30日、個人情報保護法の改正法が施行されました。この改正により、自治会などの非営利組織も「個人情報取扱業者」となり、法律の適用対象となりました。

■個人情報とは・・・

氏名、性別、生年月日、住所、職業、家族関係、健康状態などの情報以外にも、メールアドレス、電話番号、映像、音声、顔・指紋認識データなど「個人識別性」のある情報が幅広く個人情報に該当します。

■個人情報を取り扱う際の注意点

- (1) 個人情報の利用目的を特定する
- (2) その利用目的を本人に通知するまたは公表する
- (3) 本人以外に個人情報を提供する場合は、原則として、あらかじめ本人の同意を得る
- (4) 誰に提供したかを把握できるよう、一定期間提供の記録を保管する
- (5) 個人情報を提供した相手に対しても、紛失や転売などをしないように注意を呼びかける。

自治会名簿の作成を例に挙げると、「自治会名簿を作成して、会員に配付するため」と個人情報の利用目的を特定(1)し、記入用紙に利用目的を記載(2)したうえで、個人情報を会員に提供する同意を得る(3)。さらに、名簿を配付した人のリストを作成・保管(4)し、名簿を渡す際に紛失や転売などをしないように呼びかける(5)という手順が必要です。

■個人情報の取扱いルールについて

次ページの例を参考に、自治会で定めている規約や会則に、個人情報の取扱い方法を追加する、個人情報取扱い要綱を定めるなど、個人情報の管理方法を明確にしましょう。

■加入世帯カードなどを活用して情報を取得する

収集する個人情報は、利用目的に必要な最低限の内容にしましょう。また、42ページの加入世帯カード等を参考に、あらかじめ本人に利用目的を明示し、同意を得たうえで取得しましょう。

◇本人から同意が得られない場合は・・・

趣旨を説明しても同意が得られない場合は、名簿に載せないなどの対応が必要です。また、一部の情報のみ同意を得られた場合は、その項目だけ載せるなどで対応しましょう。

■お問合せ先

個人情報保護委員会 電話03-6457-9849

(土日祝日及び年末年始を除く午前9時30分～午後5時30分)

<規約や会則に追加する条文の例>

(個人情報の取扱い)

第〇条 本会が自治会活動を推進するために必要とする、個人情報の取得、利用、提供及び管理については「個人情報取扱要綱」に定め、適正に運用するものとする。

<要綱の例>

〇〇自治会 個人情報取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本会が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、会員の権利及び利益を保護するとともに、本会の円滑な事業運営に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めなければならない。

(周知)

第3条 本会は、個人情報の取扱いに関する事項等について、回覧等により会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会の保有する個人情報は、氏名(家族、同居人を含む。)、生年月日、性別、住所、電話番号、災害時等の要支援状況、緊急連絡先その他自治会活動において必要とされるもので、原則、会員の同意を得た範囲とする。

2 本会の個人情報の取得は、自治会加入世帯カードや自治会行事等の参加申込書などで行う。

(個人情報の訂正等)

第5条 本会は、会員から前条に基づき提供された内容について、開示や訂正等の申出があった場合は、個人情報を確認し、適切に対応する。

(利用)

第6条 本会で保有している個人情報、会員名簿(行事等の参加者名簿を含む。)及び地図の作成、会費の請求、文書の回覧、介護・災害時要援護者への支援、総会で議決された事業等に利用するものとする。

2 前項の利用目的以外に個人情報を利用する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

(管理)

第7条 本会で保有している個人情報は、会長又は会長が指定する役員が適正に保管・管理する。

2 本会で配付した会員名簿は、個々の会員が、紛失・漏えいを防止し、不要になった名簿を破棄する等して適正に管理する。会員に配付している名簿の変更については、訂正や削除等の連絡をすることでこれに替えることができる。

3 本会で保有している不要となった個人情報は、会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(外部に対する提供)

第8条 本会で保有している個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(大和市から提供される名簿の取扱い)

第9条 本会に大和市から提供されている「避難行動要支援者名簿」の取扱いについては、名簿裏面の遵守事項の内容を遵守する。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から実施する。



〇〇自治会加入世帯カード

提出日： 年 月 日

このカードは、〇〇自治会個人情報取扱要綱（以下、取扱要綱という。）に基づき、自治会名簿及び地図作成、会費の請求、文書の回覧、避難行動要支援者等への支援、総会で議決された事業等に利用し、自治会が適正に管理します。

また、取扱要綱に定められた場合を除き、本人の同意を得ずに第三者への情報提供は行いません。

【〇〇自治会 会長 〇〇 〇〇】

【世帯主】

氏名	性別	生年月日	住所
カナ		明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	大和市 ----- 自宅 携帯
災害時等に支援が必要な状況	有⇒ ・ 無	有の理由	

【同居の家族の方】

氏名	続柄	性別	生年月日	災害時等に支援が必要な状況
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有⇒有の理由 ・ 無
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有⇒有の理由 ・ 無
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有⇒有の理由 ・ 無
			明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	有⇒有の理由 ・ 無

【緊急連絡先】

氏名	続柄	住所	電話番号

【その他連絡事項】

政治家の寄附の禁止

政治家（現職、候補者、立候補予定者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。正しい選挙が行われるよう、お互いのクリーンな関係を保ち、そして、お金のかからない選挙を実現するために政治家の寄附は禁止されています。

また、有権者や自治会などの団体が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。「贈らない・求めない・受けとらない」の3つの『ない』をしっかりと守りましょう。

■ 禁止されている例……

 <p>お歳暮やお年賀</p>	 <p>入学祝・卒業祝</p>	 <p>病気見舞い</p>	 <p>秘書等が代理で出席する場合の結婚祝</p>
 <p>秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典</p>	 <p>葬式の花輪・供花</p>	 <p>落成式・開店祝の花輪</p>	 <p>町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入</p>
 <p>お祭りへの寄附や差入</p>	 <p>地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入</p>	<p>贈らない! 求めない! 受け取らない!</p>	